

「道州制推進知事・指定都市市長連合」の概要

1 趣 旨

地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、その推進母体として、知事・指定都市市長による連合組織を設立する

2 設 立

平成24年4月20日

3 構成メンバー

地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長 24名

4 活動内容

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝
- (5) その他

5 組 織

(1) 共同代表

- ・代表機関として共同代表2名を置く（知事、指定都市市長各1名）
- ・共同代表は、設立総会又は総会で互選する

(2) 会 議

①総会

必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める
（設立総会は、発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める）

②部会等

共同代表が必要と認めるときは、4の活動に資する部会等を設置することができる

(3) 庶 務

共同代表のうち1名が処理する

「道州制推進知事・指定都市市長連合」設立趣意書

現在、我が国は、人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、円高・デフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面しており、これらの課題に国全体で適切に対応していくためにも、有効性を失った中央集権体制を打破し、国と地方の双方の政府を再構築することで、地域主権型の「新しい国のかたち」を創造することが求められている。

一方、地方行政においては、地球温暖化対策や高度医療体制の整備など、広域的な枠組みの下で取り組む必要のある行政課題が増加しており、東日本大震災を契機とした首都機能の分散・バックアップの議論も踏まえ、大規模災害への対処やその復旧・復興など、都道府県の区域を越えた緊急性・総合性の高い課題にも一元的に対応できる行政システムを構築することが急務となっている。

さらに、地方分権改革の流れの中で、国の出先機関の原則廃止や、大阪都、特別自治市など新たな大都市制度が議論されており、市町村合併の進展と相まって、国、広域自治体、基礎自治体を通じた役割分担の在り方や都道府県の存在意義が問われている。

これらへの回答が、明治期以来長きにわたってその構成と区域を維持してきた都道府県制を廃止し、より広い区域を単位とした新たな広域自治体を設置する道州制の導入である。

道州制の導入により、指揮命令系統の一元化による迅速な意思決定の下、広域的な行政課題への総合的な対応が可能となり、また、広域自治体の機能強化を通じて、国は国家の存立に関わる事務に専念し、基礎自治体優先の原則を踏まえつつ内政に関する事務のほとんどを地方が担うことで、地方分権改革を飛躍的に推進することができる。

さらに、行政システムの大幅なスリム化・効率化のほか、広域行政に重点化した道州が戦略的な経済政策を展開することで、地域発の経済成長と国際競争力の向上を実現できる。

道州制の導入は、我々地方公共団体の首長はもとより、国会議員、地方議員、国・地方の公務員の身を削る、大きな痛みを伴う統治システムの大改革であるが、遅々として進まない国の検討を待つのではなく、日本の将来を憂う我々が力を結集し、この国のかたちを抜本的に見直すとの気概と覚悟を持って、その実現に取り組まなければならない。

そこで、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで道州制導入の道筋をつける運動を展開するため、「道州制推進知事・指定都市市長連合」を設立する。

道州制推進知事・指定都市市長連合 活動方針

平成24年4月20日

本連合は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、次の活動等を展開する。

なお、具体的な活動内容については、政府・政党の動向も踏まえ、共同代表を中心に協議の上決定する。

1 政府・政党への提案・要請

(当面の要請項目(骨子))

- (1) 地域主権型道州制の導入に向け、地方の意見を反映した推進法を早期に制定すること。
- (2) 道州制の制度設計等を担う組織を内閣に設置すること。
- (3) 道州制の制度設計等に地方の意見を積極的に反映すること。
- (4) 道州制に関する国民的な議論を喚起すること。

2 地域主権型道州制の制度設計

(地方からの積極的な提案、国政レベルの企画立案への参画)

- (1) 地域主権型道州制の姿、制度設計の提案・発信
- (2) 政府、政党による制度設計への参画、広域行政を担う当事者としての現場感覚を生かした意見の表明

3 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携

(国民的なコンセンサスの形成)

当該団体等と連携した提案・要請、広報活動等の展開

4 国民に向けた広報宣伝

(国民的な議論の喚起)

- (1) マスメディア等を通じた本連合の活動の積極的なアピール
- (2) 構成メンバーの政治・行政活動の中で、地域主権型道州制を導入する目的や必要性、効果等を広く住民に周知(道州制推進連合の後援によるシンポジウムの開催等)

地域主権型道州制の実現に向けたより積極的な対応を求める

平成24年4月20日

道州制推進知事・指定都市市長連合

現在、我が国は、人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、国際競争力の向上と経済成長の実現など、多くの困難な課題に直面しており、これらの課題に我が国が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくためにも、有効性を失った中央集権体制を打破し、国は外交や通商政策など国家の存立に関わる事務に専念する一方、内政に関する事務は地方が担うことができるよう、国と地方双方の政府を再構築することで、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造することが求められている。

我々は、その最も有効な処方箋が、明治期以来長きにわたり維持されてきた都道府県制を廃止し、地域の多様性を踏まえた新たな広域自治体を設置する地域主権型道州制の導入であると確信している。

もとより、統治システムの大改革である道州制の導入には、国民的なコンセンサスと国政レベルでの意思決定が不可欠であり、国と地方が手を携え、互いに大胆に身を削る気概と覚悟で取り組まなければならない。

貴党におかれては、首都機能の分散・バックアップや国の出先機関の原則廃止、さらには、新たな大都市制度の議論が進められ、広域自治体の役割や都道府県制度のあり方が問われている今こそ、地域主権型道州制の実現に向け、次の取組を推進するなど、より積極的な対応を図られたい。

記

- 1 地域主権型道州制の導入に向けた基本的な理念や方針、工程などを定める推進法を、地方の意見を反映しつつ早期に成立させること。
- 2 推進法に次の事項を盛り込むこと。
 - (1) 国、道州、基礎自治体を通じた役割分担や税財政制度のあり方など、地域主権型道州制の制度設計や、その具体化に必要な法律案の立案等を担う組織を内閣に設置すること。
 - (2) 制度設計等に地方の意見を積極的に反映させるため、当該組織に地方公共団体の代表を参画させること。
- 3 これらの取組を進める中で、道州制に関する国民的な議論を喚起すること。

道州制推進知事・指定都市市長連合名簿

敬称略・行政順

<知 事>

○ 共同代表・発起人

岡山県知事 石井 正弘

○ 発起人

宮城県知事 村井 嘉浩

○ 構成メンバー

北海道知事 高橋 はるみ

新潟県知事 泉田 裕彦

山梨県知事 横内 正明

愛知県知事 大村 秀章

大阪府知事 松井 一郎

佐賀県知事 古川 康

熊本県知事 蒲島 郁夫

<指定都市市長>

大阪市長 橋下 徹

川崎市市長 阿部 孝夫

さいたま市長 清水 勇人

千葉市長 熊谷 俊人

横浜市長 林 文子

相模原市長 加山 俊夫

静岡市長 田辺 信宏

浜松市長 鈴木 康友

名古屋市長 河村 たかし

京都市市長 門川 大作

堺市長 竹山 修身

岡山市市長 高谷 茂男

北九州市市長 北橋 健治

福岡市長 高島 宗一郎

熊本市市長 幸山 政史